

平成 25 年 2 月 26 日

宮城県議会
議長 中村 功 様

中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育
委員会の指導強化を求める請願書

請願者 (住 所)
「新しい歴史教科書をつくる会」宮城県支部
支部長 饗庭 道弘
連絡先 (電 話 番 号)

請願の要旨

宮城県下市町村教育委員会(以下市町村教委と略称)が行う平成 28 年度使用の中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、宮城県教育委員会(以下県教委と略称)は次のことを実施されるよう請願いたします。

- 1、県教委が定めた「平成 24 年度使用教科用図書(中学校)採択基準」の主旨を最も良く踏まえた教科書を採択するよう指導を徹底して下さい。
- 2、上記 1 を効果的に実施し、公明正大な採択を確保するため、採択に関しては、各社教科書の「比較段階評価選定資料」を作成するよう指導して下さい。

請願の理由

- 1、県教委は、平成 23 年 6 月、同年 3 月に県議会において採択された「中学校で使用する教科書の採択基準に関する請願書」を受けて、「平成 22 年度使用教科用図書(中学校)採択基準」を上記請願の要旨 1 の採択基準に改訂しました。

改訂箇所は主要部分として二か所あり、一つは新たに大項目第 1 を設け、県教委の指導方針の柱として「教科用図書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、その内容を十分に調査研究の上、各採択権者の権限と責任の下、公正かつ適切な採択を行うものとする。」を示し、二つ目は第 2 の 1 「記述内容に関すること」の(1)を「学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか」と改めました。(下線は請願者)

- 2、県教委は率先して自ら示した採択基準に則って平成 24 年度使用「教科用図書採択選定資料」を作成し、各市町村教委に配布しましたが、採択結果から言えば、効果は無きに等しいもので

した。確かに、県教委は前述した通り、「内容に関すること」の採択基準を主要基準として重視し、他の3項目の採択基準に充てた記載総枠とほぼ同枠の扱いを行ってはいませんが、その記載内容の実施を求める指導が不十分であった結果、各市町村教委に所期の影響を与えることはできませんでした。仙台市、大崎地区、石巻地区各教委の平成23年度採択資料を検証する限り、平成21年度採択資料と殆ど変わらなかったことが、それを物語っています。

3、以上の経緯を踏まえれば、県教委の指導をより有効なものとするためには、各社教科書に共通する一定数の具体的事項を抽出し、その具体的事項に対して各社教科書毎の段階評価を付し、各段階評価の総合点を持って順位づけを行うように各市町村教委を指導することが、最も妥当な指導方法ではないかと考えられます。もしそれが実現すれば、各市町村教委の教科書選定は、飛躍的に透明性を増すこととなります。

(1) 例えば、歴史教科書において、①神話②天皇③大和朝廷④古事記・日本書紀・万葉集⑤元寇⑥文禄・慶長の役⑦幕末・明治維新⑧日清・日露戦争⑨韓国併合⑩日中戦争⑪大東亜戦争(太平洋戦争)⑫占領統治時代等々を前述の具体的事項の段階評価の対象として、学習指導要領の「歴史的分野」目標1後段の「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。」を評価基準とした場合、各社教科書の客観的優劣を明らかにできます。これらの事項は、出版社や執筆者によって記述内容が大きく異なるからです。

ここで象徴的事例の一つ採り上げますが、実は、宮城県下で使用する2社の歴史教科書には神武天皇の記述がありません。国民誰しもの当然の常識としてあるべき初代天皇である神武天皇が除外され、建国記念日の由来も教えない教科書が全県下で使用されているのです。仮に上述①~④の具体的事項の段階評価の実施となれば、この一事だけでも、各市町村教委の採択作業の様相は一変するはずです。

(2) 公民教科書においても、前述(1)と同様に、例えば、①宗教・家族②愛郷心と愛国心③公共の精神④国家論⑤自衛隊⑥公共財の捉え方⑦日の丸と君が代⑧領土問題と日本人拉致問題⑨沖縄の米軍基地⑩国際連合・核兵器問題⑪日本の歴史と立憲主義⑫大日本帝国憲法⑬日本国憲法成立過程⑭天皇⑮平等主義と自由主義⑯在日韓国・朝鮮人・アイヌ⑰間接民主主義と直接民主主義⑱市場経済と計画経済等々を具体的事項の段階評価の対象として、学習指導要領の「公民的分野」目標1ないし4を評価基準とすれば、歴史教科書と事情は同じで、各社教科書の優劣を明らかにできます。

4、以上の理由を持って結論すれば、上記3の前段と重複しますが、県教委が市町村教委に対し公正かつ適切な教科書採択を求め、実効性のある指導を行うためには、請願要旨1記載の採択基準に基づいた、比較段階評価が可能となる具体的事項を作成させ、採択に当たらせることが必要である、ということになります。それは、取りも直さず、「その内容を十分に調査研究の上、各採択権者の権限と責任の下、公正かつ適切な採択を行うものとする。」という指導方針にも正しく合致します。

従って、次回採択に向けて、県教委には、市町村教委が当該指導方針の下に教科書採択を行うよう、強力な指導力が求められています。

以上の理由から、請願書の要旨をぜひ実現していただきたく、お願いします。